岐阜県告示第百八十一号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、令和二年四月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田

国一道般		類の道 種路
号	号百 五 十 六	
一三番一地先まで同の市の一一一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の	さ九番五地先から高山市荘川町牧戸字西を	区間
後	前	別前変区 後更域
11: 今	三分	ル (メート ト を
四八・〇	四八• ()	ル (メート 長
		備
		考

岐阜県告示第百八十二号

岐

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、令和二年四月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和二年四月七日

岐阜県知事 古

田

類の道 種路	
路	
線	
名	
X	
閰	
別前変区 後更域	
ル (メート ト 幅	
ル <sub>(メート</sub> 長	
備	
考	

県道 下陣石 切屋浦 線

番五地先から高山市名田町ー 丁貝八二

地先まで一一一日一番 前 後 ・ 三 デ 四 ÷ 

**三**六

三 六

岐阜県告示第百八十三号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和二年四月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田

県道 類の道 種路 名下 路 線 丸山 線 名 二八番一九地先から下呂市馬瀬下山字栂峠五 |八番||五地先まで| X 閰 五 別前変区 後更域 前 後 ル (員敷 (メー の ト 幅 ル(メート・ 延 亭0 長 備 考

岐阜県告示第百八十四号

用を開始するので告示する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する

なお、その関係図面は、令和二年四月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田

令和二年四月七日

岐阜県知事

古

田

国土交通省国土地理院

基本測量(一等磁気測量、航空重力測量)

令和元年五月七日から

作業地域

〇公共測量の終了

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から次のとおり公共測 量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和二年四月七日

岐阜県知事

古

田

令和二年三月十六日まで

大垣市、 高山市、多治見市、中津川市、 瑞浪市、 恵那市、美濃加茂市、

土

三項の規定により公示する。

作業機関

公共測量 (航空レーザ測量

令和元年八月二十七日から

令和二年四月七日

岐阜県知事

古

田

坂

祝

土

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

第二項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

松町 岐市、 加茂郡坂祝町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町及び可児郡御嵩 養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ケ原町、 各務原市、可児市、瑞穂市、 飛驒市、

○公共測量の終了

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第二項の規定により本巣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田

作業機関

下呂市、

海津市、羽島郡岐南町、

同郡笠

安八郡輪之内町、

同郡安八町、

作業種類 池田町

=

公共測量 (道路台帳図作成)

Ξ 作業期間

令和二年三月十九日まで 令和元年七月一日から

四 作業地域

揖斐郡池田町

土地改良区の定款の変更認可

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

次の土

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田

濃加茂市木曽川石	地
	改
右岸用北	良
水土地改良区	区
	名
令和	認
=	可
四	年
	月
七	日

土

美

土地改良区の定款の変更認可

四

本巣市 作業地域

〇公共測量の終了

Ξ

作業期間

公共測量

(道路台帳更新)

令和元年六月二十日から

令和二年三月十三日まで

作業種類 本巣市 作業機関

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次の土

令和二年四月七日

岐阜県知事 古 田

町 地 木 曽 Ш 改 右 岸 用 良 水 土 地 X 改 良 X 名 令 和 認 可 <u>-</u> 年 四 月

七

日